

1 関係者の責務と役割

市民、行政、動物取扱業者、関係団体等の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの関係者がその責務や役割を十分理解する必要があります。

(1) 行政の責務

行政は、「人と動物が共生する社会の実現」を図るために、関係者との連携や調整を行いながら、必要な施策を策定し実施することにより、動物に関する諸問題の解決に取り組む責務を担います。また、関係者が責務と役割を十分に果たせるよう、行政が支援・リードしていきます。

(2) 市民の役割

市民は、自身の動物愛護精神の向上に努めるとともに、動物の飼育の有無に関わらず、動物の適正管理や動物による危害の防止について十分理解し、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

(3) 飼い主の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解する必要があります。また、法令を遵守し、動物を適正に飼育することにより、近隣住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を担います。また、飼い主のいない動物にエサを与えるなどの行為にも、飼い主に準じた責務が伴います。

(4) 動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、定められた基準や法令を遵守し、動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育を行う市民に対し、適正な飼育方法について必要な説明や情報提供を行い、理解を促す責務を担います。

(5) 動物関係団体の役割

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、市民への動物愛護の普及啓発、自身の活動に関わる動物の適正管理・福祉向上に向けて自主的な取組みを行うとともに、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

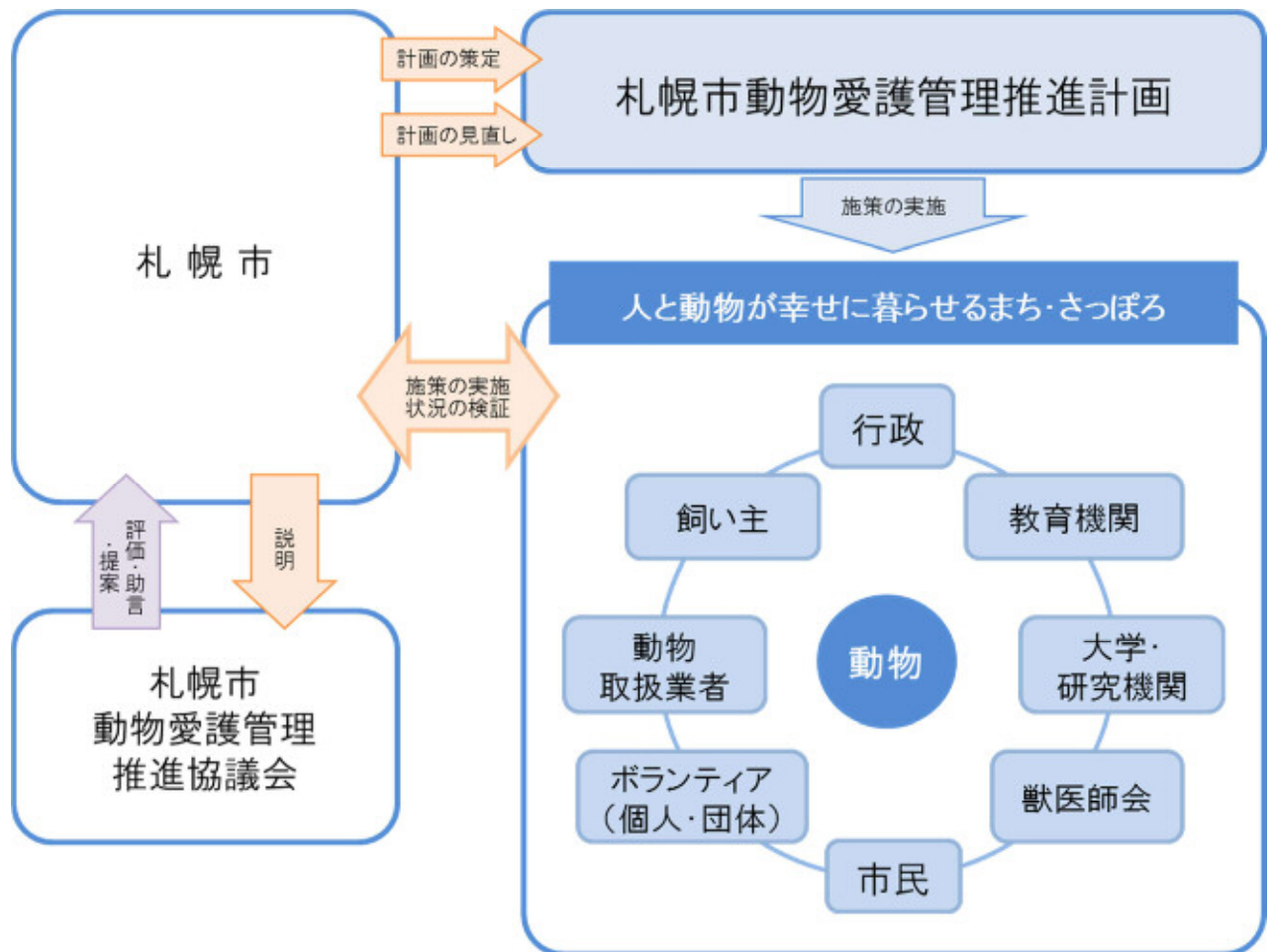
(6) 獣医系大学や動物関係専門学校等の研究・教育機関の役割


獣医系大学や動物関係専門学校等は、学生等に実践的な活動の場を与えて、次世代の動物の愛護や管理を担う人材を積極的に育成するとともに、行政や動物関係団体との連携を通して、動物に関する知識や研究成果を活用し、市民や飼い主を支援する役割を担います。

2 計画の推進体制

本計画は「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を目的とした効果的な施策等の検討を行うために第三者が評価・助言・提案する場として市条例に基づき2016年（平成28年）4月に設置された「札幌市動物愛護管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、本計画期間において動物の愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的にかつ効果的・効率的に行われているかについて毎年度検証・評価し、必要に応じて推進協議会から意見を求め、本計画の見直しを行います。





資料編

札幌市動物愛護管理推進協議会 委員名簿

2016年(平成28年)4月

委員名	公職及び役職
あいき たかこ 相木 孝子	公益社団法人 日本愛玩動物協会 北海道支所 支所長
うえすぎ ゆきこ 上杉 由希子	認定NPO法人 HOKKAIDO しっぽの会 副代表理事
おおや さとこ 大屋 聡子	公募市民委員
おりと なおみ 折戸 直美	公募市民委員
かたやま めぐみ 片山 めぐみ	公立大学法人 札幌市立大学 講師
かつら たろう 桂 太郎	一般社団法人 札幌市小動物獣医師会 会長
きくち みえ 菊地 三恵	公益社団法人 日本愛玩動物協会 動物行動学講師
さとう まき 佐藤 真妃	公募市民委員
すが けんご 菅 健悟	学校法人吉田学園 吉田学園動物看護専門学校 部長
たかはし とおる ◎高橋 徹	公益社団法人 北海道獣医師会 会長
たきぐち みつよし ○滝口 満喜	国立大学法人 北海道大学 大学院獣医学研究科 教授
なかむら まきこ 中村 真樹子	公募市民委員
ひばら ひとし 樋原 均	北海道ペット事業協同組合 組合長

◎：会長 ○：副会長

(五十音順 敬称略)

札幌市動物愛護管理推進協議会からの答申（概要版）

答申とりまとめの経緯

第1回【平成28年6月7日】

市長の諮問を受けて（概要説明）

- ①札幌市動物愛護管理推進計画の策定
- ②動物管理センターの機能強化について

第2回【平成28年8月3日】

- ①推進計画（骨子案）全体構成
- ②動物管理センターの機能強化（立地条件と施設内容）

第3回【平成28年10月12日】

①推進計画の目標と具体的施策

- ②動物管理センターの機能強化（市民交流・動物愛護部門）

第4回【平成28年12月6日】

答申案について（全体の確認とまとめ）

- ①札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）
- ②動物管理センターの機能強化について

答申の概要

はじめに ～ 答申にあたって ～

- ◆本答申を基に、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」という目標の実現に向けて、動物愛護精神の涵養、動物の適正管理の推進、そして動物の福祉向上という3つの基本施策を確実に推し進められることを期待する。
- ◆収容された動物の福祉を図るとともに、さらなる動物愛護精神の普及を図るため、現在の2か所に業務が分散された動物管理センターから、誰もが利用しやすい、開かれた動物愛護センターへの新設を求める「札幌市動物愛護センター新設に関する陳情」が平成27年6月29日に札幌市議会に提出され、平成28年2月23日に市議会において全会一致で採択されたことも重く受け止めていただきたい。
- ◆札幌市の未来を担う子どもから高齢者まで、幅広い方々が気軽に訪れ交流できるような、市民に開かれた動物愛護の拠点施設となるよう、市民や関係団体の理解と協力を得て、今後の動物愛護管理に関する施策の計画的な実施や施設整備が図られることを期待する。

1 札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）の策定

◆計画的な施策の推進について

札幌市動物愛護管理基本構想において整理した札幌市の課題と基本施策、さらには札幌市動物愛護条例に定めた関係者の責務を踏まえ、市民、行政及び関係団体等が連携協力し、計画的に具体的施策を進めること。

◆計画の策定にあたって

基本施策の一つである動物愛護精神の涵養のためには、動物愛護の教育や普及啓発の対象は子どもから高齢者まで、また動物を飼っている人から関心の低い人まで広く市民を対象とする必要がある。そのためにも、動物管理センターはあらためてその位置付けや役割を整理し、それにふさわしい機能を整備すべき。

2 動物管理センター（施設）の機能の強化

◆推進協議会として全会一致で動物愛護センター新設の必要があると考えており、その整備においては以下の3点【(1)～(3)】に配慮すべき。

(1) 機能の集約と利便性の向上

現在の動物管理センター施設は2所体制であり、業務が分散されているため機能や作業効率も合理的ではない。犬猫の収容場所である福移支所が市郊外に設置されており、交通の便が悪く市民が利用しづらい状況。

2か所ある施設を交通アクセスの良い場所の1か所に集約すること、市民が交流できる場としての必要な施設機能を整備すること等の検討の必要がある。

- ①基本施策の一つ動物愛護精神の涵養を目的としたふれあいや体験を含めた教育や普及啓発を実施するには機能の集約と利便性の向上が必要。
- ②立地条件については、公共交通機関による来所、車による来所の両方が可能な立地条件と下記施設機能をしっかりと確保すること。
- ③獣医師会や獣医系大学等の関係機関との連携についても配慮すること。

(2) 市民交流・動物愛護部門の創設

市民が動物を学び、感じ、意見をかわす市民交流・動物愛護部門の創設は不可欠。市民交流の場を備えることは、子どもの教育や地域のコミュニケーションの活性化にもつながっていく。

(3) 動物保護管理部門の拡充

現在の福移支所は収容場所も不足しており、処分を前提とした施設のため、動物の福祉に配慮した構造ではない。動物の福祉向上を基本施策として掲げ、保護収容動物の適正な環境整備と譲渡を推進する上では、動物の性質に配慮した施設構造とし、感染症の侵入・蔓延防止や心身の健康管理を考えた施設とすべき。

3 付帯意見（配慮すべき要望）

◆今後の推進計画の策定や施策の実施において配慮すべき要望

- (1)交流スペースを設け、多くの市民が集い、市民全体の憩いの場を形成すること
- (2)市民が意欲を持って訪れる体験学習施設といえるセンターを整備すべき
- (3)感染症防止、収容スペースの確保、心身のケアは重要な要素として配慮すること
- (4)処分・火葬は動物愛護施設にはそぐわないため集約する機能から除くべき

用語の解説

※ ■ 用語	■ 解説
1 狂犬病 (1 頁ほか)	人と動物の共通感染症の 1 つで、狂犬病ウイルスが原因。哺乳類全般に感染し、狂犬病に感染した動物にかまれることなどにより、人にも感染する。人や犬では、発病した場合の死亡率はほぼ 100%である。
2 飼い主のいない猫 (2 頁ほか)	人の管理下になく十分な餌が与えられていないため、ゴミあさりやふん尿被害等で多くの地域で問題を起こしている猫があり、このような猫を「飼い主のいない猫」と定義づけている。 このような「飼い主のいない猫」は、不適切な飼育管理や無責任な飼い主に捨てられてしまった猫に端を発している。
3 負傷動物 (5 頁ほか)	道路、公園その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物。
4 (動物の) 放棄 (5 頁ほか)	飼い主が飼えなくなった犬を、センターで引き取ること。
5 (動物の) 捕獲等 (5 頁ほか)	けい留されていない犬をセンターが保護する、市民が保護した犬をセンターで引き取る等、飼い主不明でセンターに収容すること。
6 (動物の) 収容 (5 頁ほか)	センターにおいて動物を収容すること。収容動物の内訳は所有者から引き取った動物と、所有者不明の動物である。
7 (動物の) 返還 (5 頁ほか)	センターが収容した飼い主不明の動物を、飼い主に返すこと。
8 (動物の) 譲渡 (5 頁ほか)	センターが収容した動物について、新たな飼い主に譲ること。
9 マイクロチップ (6 頁ほか)	直径 2mm、長さ約 8～12 mm の生体適合ガラスで覆われた電子標識器具で、15 桁の数字が電子データとして書き込まれている。獣医師が動物の皮下に注入する。電子データは専用のリーダー（読取機）で感知して読み取る。飼い主の住所・氏名・連絡先等はデータベースへ登録しておく必要がある。
10 第一種動物取扱業 (10 頁ほか)	動物の販売、保管等を業として行うことをいう。動物愛護管理法第 10 条によりこの業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならないと規定されている。事業所ごとに動物取扱責任者の設置義務がある。第一種動物取扱業には、次の種別がある。
・販売	動物の小売や卸売、それらを目的に繁殖や輸出入を行うことを業とするもの。ペットショップ、ブリーダー、インターネット等による通信販売など。
・貸出し	動物を貸すことを業とするもの。ペットレンタル業者など。
・保管	動物を預かることを業とするもの。ペットホテル、ペットシッターなど。

■ 用語

・訓練

・展示

・競りあっせん業

・譲受飼養業

11 第二種動物取扱業
(10 頁ほか)

12 動物取扱責任者
(12 頁ほか)

13 特定動物
(12 頁ほか)

14 シェルターメディスン
(12 頁ほか)

15 動物愛護推進員
(21 頁ほか)

16 所有者明示
(21 頁)

■ 解説

顧客の動物を預かり、訓練を行うことを業とするもの。調教業者など。

動物を展示することを業とするもの。動物園、水族館、猫カフェなど。

動物を売買する者のあっせん会場を設けて競りの方法により動物の売買を行うことを業とするもの。動物オークションなど。

動物を有償で譲り受けて飼養することを業とするもの。老犬ホームなど。

非営利で譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示を行うための施設を設置している動物取扱業。

動物愛護団体のシェルター、公園内のミニ動物園などであり、市長への届出が必要である。

第一種動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために動物取扱業者が事業所ごとに選任する者。動物愛護管理法第 22 条の規定により、市長が実施する動物取扱責任者研修の年 1 回以上の受講が義務付けられている。

ライオン、ヒグマ等、人の生命、身体、財産に害を加える恐れのある動物で、動物愛護管理法で約 650 種が選定されている。特定動物の飼養・保管を行う者は、市長の許可が必要である。

先進国では、シェルター等の収容施設における犬猫の健康管理について、動物たちの健康を維持しながら個体管理や感染症の予防のための衛生管理を行い、心身ともに健康な動物を一頭でも多く譲渡することを目的として実践されている。

市長から委嘱を受け、ボランティアとして地域で動物の愛護及び適正飼養推進のため、積極的・自主的な活動を行う。

狂犬病予防法に基づく犬への鑑札の装着や、動物への迷子札やマイクロチップ等の装着により、動物の所有者の情報を示すこと。



札幌市動物愛護管理推進計画

《2018年度～2027年度》

発行：札幌市保健福祉局保健所動物管理センター

〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目 1-31

TEL 011-736-6134 FAX 011-736-6137

<http://www.city.sapporo.jp/inuneko/>

平成 30 年 4 月発行



札幌市

01-F06-18-796

30-1-86

SAPP_URO